

横 浜 市 教 育 委 員 会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和7年3月19日（水）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出 席 者 下田教育長 中上委員 森委員 大塚委員
- 4 欠 席 者 泉委員 綿引委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和7年3月19日（水）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について

全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 審議案件

教委第57号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

教委第58号議案 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第59号議案 横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

教委第60号議案 教育委員会事務局職員の人事について

4 報告案件

教委報第5号 教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

下田教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日は、泉委員と綿引委員より欠席の連絡を頂いております。

初めに、会議録の承認を行います。2月21日の会議録の署名者は森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月7日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

石川教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 3/11 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/11 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）
- 3/18 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）

教育次長の石川です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月11日に、本会議第5日目が開催され、追加議案の上程・質疑・付託が行われました。

また、同日、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

さらに、3月18日に、予算第一・予算第二特別委員会連合審査会が開催され、予算案の総合審査が行われました。

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 3/10 第97回選抜高等学校野球大会に出場する横浜高等学校及び横浜清陵高等学校の選手等による横浜市長表敬訪問

（2）報告事項

- 第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について
- 全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、3月10日に、第97回選抜高等学校野球大会に出場する横浜高等学校及び横浜清陵高等学校の選手等が市長を訪問し、下田教育長が同席しました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目、「第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について」、2点目、「全員給

食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」、報告いたします。
私からの報告は以上です。

下田教育長

報告が終了いたしました。御質問等ございますか。よろしいですか。
それでは、質問がなければ、「第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について」、所管課から御報告いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。「第三次横浜市民読書活動推進計画の素案」につきましては、12月に御報告させていただいたところですが、この間、市民意見募集、それから審議会、社会教育委員会議で意見を頂きまして、このたび原案としてまとめましたので、御報告させていただきます。内容につきましては生涯学習文化財課長から説明いたします。

渡辺生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。「第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）について」、説明させていただきます。第三次横浜市民読書活動推進計画素案について市民意見募集を実施し、多くの貴重な御意見を頂くとともに、第34期横浜市民社会教育委員会において学識経験者等からの意見聴取を行いました。頂いた御意見を踏まえ、第三次横浜市民読書活動推進計画（原案）を作成いたしましたので、御報告いたします。

「1 市民意見募集の実施概要」です。「（1）実施期間」ですが、令和6年12月20日から令和7年1月20日まで。「（2）意見提出方法」ですが、横浜市電子申請・届出システム、電子メール、FAX、郵送。「（3）素案（概要版）の配布部数」ですが、約4,500部。「（4）周知方法」「ア 素案（概要版）の配布施設」ですが、区役所、市立図書館はじめ各施設で配布しております。「イ 点字版（概要版）・DAISY版の閲覧（貸出）施設」ですが、区役所、市立図書館、市民情報センター、神奈川県ライトセンターです。「ウ 広報手段」、記者発表、広報よこはま、教育委員会ホームページ、市SNS等を活用した発信、すぐー等を活用しております。

「2 市民意見募集の実施結果」です。「（1）意見提出状況」ですが、408通、686件の御意見が寄せられました。意見の提出方法・年代の内訳です。投稿手段のところですが、電子申請が393通、ほかメール、FAX、郵送等で頂いております。年代につきましては、10代未満から70代以上まで幅広く御意見を頂いております。うち40代が198件というところでございます。

「（2）項目別意見数」でございますが、一番多かった御意見の項目につきましては、「第3章 計画の全体について」の「柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実」で299件、全体の43.5%。次に多かったのが「柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」274件、全体の39.9%でございます。

「（3）第三次読書計画への主な市民意見」でございますが、一番多かった意見につきましては、「横浜市立図書館の充実について」というところでございまして、御意見の例としましては、「図書館の増」「図書館の蔵書の充実」「図書取次の増」等、全体で306件の御意見を頂きました。以下、「学校図書館の充実について」は、「学校司書の研修や支援の充実、待遇向上」「学校図書の予算の拡充」「学校図書館の蔵書の充実」等、146件。「デジタル推進について」は、「デジタル推進への期待・賛同」「紙の本の充実」「一人一台端末を活用した電子書籍の全校導入」等の御意見が73件。「多様な主体との協働・共創について」は、「市民利用施設の蔵書の充実」「書店との連携」等で48件。「読書バリアフリーについて」は、「バリアフリー図書の推進」「バリアフリー図書の充実」等で35

件。それから、「計画全体への賛同・期待」ということで、「読書活動推進への賛成」「読書に触れる機会の増に対する期待」等が23件という御意見を頂いております。

「(4) ご意見の対応状況」でございますが、反映した御意見、「ご意見の趣旨を踏まえ、原案を修正したもの」が、意見数としては109件。それから、包含・賛同したもの、「ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの又は素案に賛同いただいたもの」が109件。参考として、「取組等の参考とさせていただくもの」が447件。その他、「本計画に関する質問、本計画に関連しない意見・要望」等で21件というところでございます。

「3 第34期横浜市社会教育委員会議からの主なご意見」。本計画の策定にあたっては、社会教育に関する有識者等で構成する「第34期横浜市社会教育委員会議」からも幅広い視点での御意見をいただきました。【参考】として主な御意見を記載しております。「第1回会議での主なご意見」、こちらは素案の案についてでございますが、「推進体制について、もう少し小さい単位の活動が位置付けられるといいのでは」「図書館カードを作るところに一つのハードルがあるのでは。例えば行政と学校が連携するのであれば、入学のときに申込みできるようにするなど」、それから「『情報リテラシー支援』とは、何を指すのか」といったような御意見を頂きました。以下、記載のとおりでございます。「第2回会議での主なご意見」、こちらは原案の案についてでございますが、「第二次計画から第三次計画への再編イメージ図について、実施年度を記載してほしい」「『本を介した交流を生み出すイベントの開催』の取組について、行政だけでやるには限界があるため、『機会の創出』を追記した方がいい」「認知症の方に対する視点なども取り入れてほしい」といった御意見等を頂いているところでございます。

「4 原案への反映」でございますが、市民意見募集や社会教育委員会議で頂いた御意見を踏まえ、素案を一部修正し、原案として作成いたしました。「【参考】主な変更点」について御説明させていただきます。「第1章 第3次横浜市民読書活動推進計画について」頂いた御意見ですが、「推進体制について、もう少し小さい単位の活動が位置付けられるといいのでは」という社会教育委員会議での御意見につきまして、原案では「NPO・ボランティア団体等」という形で、下線を引いたものを付け加えて修正したところでございます。

続きまして、「第2章 読書活動を取り巻く状況について」の頂いた御意見としまして、「大人と一緒にではなく、友達同士で行ける場所にも図書館を作してほしい」、それから「図書館の数が少ないことが1番の課題だと思う」といった御意見を頂きました。原案では、「今後の市立図書館再整備の方向性」の「『横浜市図書館ビジョン』の具体化に向け、令和6年12月に『今後の市立図書館再整備の方向性』を策定しました」ということを原案に反映しております。

「第3章 計画の全体について」の「柱1 未来を担う子どもたちの読書活動の推進」に対する意見としまして、「小さい子どもでも、図書館や地区センターなどで読みたい本を検索出来るようなパソコンを設置して欲しい」という御意見を踏まえまして、原案では「企業等と連携した子ども向けの本の検索サービスの検討」という形で修正しております。同じく頂いた御意見としまして、「校内で市立図書館の電子書籍が利用できるよう、児童生徒に利用者カードを発行する」

「図書館カードを作るところに一つのハードルがあるのでは。例えば行政と学校が連携するのであれば、入学のときに申込みできるようにするなど」といった御意見を踏まえまして、原案では「学校と図書館が連携した、図書館の登録・利用促進キャンペーンの検討・実施」ということを盛り込んでおります。

それから、「柱2 市民の読書活動の環境と機会の充実」のところでも頂いた御

意見としまして、「インターネットを使うこともままならないデジタル格差が起きている」といった御意見や、「図書館などでスマホの使い方をもっと教えてほしい」「『情報リテラシー支援』とは何を指すのか」といった御意見を踏まえまして、原案では「蔵書検索や電子書籍の使い方案内及び情報リテラシー向上のための講座等の実施」「動画等を活用したサービス案内の実施」ということを盛り込んでおります。

それから、「柱3 読書バリアフリーの推進」では、「認知症の方に対する視点なども取り入れてほしい」といった御意見を踏まえまして、原案では「視力低下や認知症等により読書に困難のある方への配慮も必要です」ということで修正しております。

「5 今後のスケジュール」でございますが、令和7年3月中に原案を策定・公表する予定でございます。「6 添付資料」としましては、概要版と本編をつけているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問があればお願いいたします。

中上委員

説明ありがとうございます。市民意見の要望の中で、図書館の蔵書の充実や図書取次の充実等の要望がかなりあるようですが、それも、これまでの御説明で、図書取次所も日吉や、今度はららぽーと横浜など、非常に充実されてきているし、新しい図書館などいろいろハード面でも計画があります。横浜市は東京都に比べていつも図書館が遅れているということをずっと言われてきたわけですが、その中で横浜市図書館ビジョンが出て具体的な形も見えてきて、皆さんの努力だと思います。

1点、昨日も横浜市会で意見が出ていましたが、私の近隣の鴨居駅前の書店がどんどんなくなっているのです。ただ、ららぽーと横浜の中には紀伊國屋書店というのがあって、ほかにも有隣堂や地元の大きい専門書店があります。例えば私が振り返ってみると、有隣堂が今も出していると思いますが、隔月刊の「有隣」という情報紙は、本の文化人や本の裏側などいろいろな面白いコラムが掲載され、今はウェブで見られるようです。いずれにしても図書取次所が、ららぽーと横浜は、この前おっしゃったように、時間的にも長く営業していて非常に良いことだと思います。御苦労はあると思いますが、地元にとっては、都筑区の人だけではなくて、周辺区にも非常に良いと思います。

たまたまなのですが、私も地区センターや東本郷地域ケアプラザでイベントがあったので行ったら、読み聞かせのお子さんがいて、学齢期のまだ小学校に上がっていない、3人のお子さんのお母さんがそのコーナーで読み聞かせをしているわけです。ですから、地域ケアプラザというのは高齢者の施設かと思ったら、お子さんのコーナーも設けたりしてね。たまたまそのお母さんに、今度、ららぽーと横浜でも良いところができるのですよという話をお伝えしたのですが、あ、そうですかと言って、多分、都筑区は徹底して広報されているみたいですが、お聞きしたら、地区センターなど館長会議があって、そこでも図書館の取次所の情報提供をされていると伺いました。ですから、まだまだこれからだと思いますが、先ほどのららぽーと横浜の、紀伊國屋書店はいろいろコラボレーションで企画もいろいろできますし、まず、ららぽーと横浜に都筑南図書取次所があること自体知らないということで、まだまだ広報も頑張っていただきたいと思います。いずれにしてもこれはありがたい事で、図書館の行政がここのところすごく進んでいるなと感じましたので、一言、感謝とともに期待しているところです。以上

です。

下田教育長

ほかにございますか。

大塚委員

市民の皆様から御意見を頂くということ、そして今、御意見の中身も読ませていただきまして、それをしっかりと反映していくというその過程は非常に重要だと思います。市民意見募集の実施結果のところ、10歳未満が14人、10代の方々が23人という人数ですが、関心を持っていらして意見を寄せてくださる方というのは貴重だと思います。また、こういう意見募集をしているということを知る機会というのも、教育委員会事務局としてもたくさん発信なさっていましたし、ホームページでもどんどん発信されていましたが、それでも意見という形で行動につなげていって、お一人おひとりの方が意見として発信するというのはなかなかないことだなと思います。ですから、その意味でも貴重な方々だと思います。それを、このようにしっかりと反映したということをしつかりお返ししていくというシステムも、双方向のシステムでのやり取りになっていくということで、今後は読書活動の充実の核になっていくような方々になるなと思います。ぜひそういう方々を増やしていきたいと思います。

この第三次横浜市民読書活動推進計画の素案も素晴らしい内容だと思っております。振り返りのときにどんな振り返りがあったら良いかなと考えますと、この第三次横浜市民読書活動推進計画が実際に実施されていったときの振り返りとして、ぜひ小学校・中学校・高等学校の児童生徒を、全員とは言いませんが、例えば関心のある方、若しくは入学のきっかけになど、それから図書委員会の皆さん方という形で、学区に図書館のある学校だけになってしまうかもしれませんが御招待して、図書館をしつかり体験していただく。「図書館のレファレンスってこういうものか」、「このように相談に乗ってもらえるのか」など、図書館サービスを通して図書館を体験する。そういう方々に、更に希望者を募って振り返りの、例えば大人の言葉では外部評価委員ですが、何年後かに子どもたちにもぜひそういった意見を頂きたいので、つながっていただきたいというような形の役割があるということも知っていただく。同じ教育委員会事務局内なので、図書館と学校図書館がそうやって連携していくことが当たり前のシステムになっていく。ぜひそういうものを作り上げていってほしいと思います。要望です。

吉川中央図書館長

大塚委員、ありがとうございます。それから、先ほどの中上委員、励ましのお言葉をありがとうございます。しつかり取り組みをさせていただきます。今、大塚委員から、せっかく教育委員会事務局の中に図書館もあるので、小学校・中学校・高等学校としつかり連携してということでコメントを頂きました。私たちも実は教育委員と全く同じような課題感を持っており、教育委員会事務局の中にあるからこそ、そういった連携をしつかり取り組んでいかなければいけないと思っています。実は今年度末も既に行っているのですが、小学校・中学校の卒業のタイミングに合わせて、私たちも図書館の登録キャンペーンを行わせていただいています。これは初めてでございます。特に中学生は、それまでは比較的、学校の中で様々な読書活動ということで読書に親しんでいるお子さんも多いのですが、高校生になると、やはり受験などといったことでお時間も取られるかと思いますが、読書に触れる機会がなくなったり、図書館に来られる機会がなくなったりということがよく見受けられます。そのために私たちは、今回は小学校と中学校の卒業のタイミングで登録キャンペーンということを行わせていただいて、しつかり読書活動につなげていけるような取組をしていきたいと思っています。その中

で、小中学校企画課などと、そういったところとしっかり連携して取組を進めることができました。今後もそういった取組を積極的に展開してまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

下田教育長

ほかにございますか。

森委員

御説明ありがとうございます。第二次横浜市民読書活動推進計画から振り返ると、法律もいろいろ新しくできたり、生成AIなどいろいろな環境がすごく変わってきている中で、今回、こういった市民の皆さんたちの意見を聞きながら、最終的に計画を作っていく大事なプロセスだったと思います。

二つ確認したいことがありまして、今回は令和6年12月から令和7年1月までの市民意見募集だったと思うのですが、それより一つ前に、夏にも子どもたちに対して、たしか437人に向けたアンケートを取って行って、今回は更に10歳未満から10代の方々37人ぐらいの子どもたちからの意見を集めましたとあります。ですから、合計480人近い子どもたちの声を聞くということを、今回は特に力を入れて行ったと思うのですが、それをどのように受け止めて、どう反映しようとしてきたのか、そのプロセスを少しお聞きしたいと思います。実際に、すぐにこの文言をこう変えましたということだけではなく、皆さんの捉えですとか、反映しようとしたプロセスをしっかりとお聞きしたいと思います。

二つ目は、この前、先日、日本語支援拠点施設「ひまわり」を少しだけ見学させていただきまして、外国から日本に來たばかりの児童生徒の皆さんが日本語をいろいろな形で勉強しているクラスもあって、その中にちょっとした図書コーナーもあり、母語の本と日本語の読みやすい本が用意されていて、改めてそういった外国につながる児童がすごく増えてきている、更にこれから増える中で読書の環境を整えるということはとても大事な点だと、そのシーンを見ながら思いました。今回の市民意見募集の中で、外国につながる方々からの意見はどれだけあったのかなと思いました。若しくは、そもそも募集していることが情報として届くような工夫がなされたのか。なされていない場合は、計画は計画なのですが、ここから先、推進していく中で、聞いていくということはとても大事な点だと思いますので、そこは一つお願いも含めて質問でございます。

渡辺生涯学習
文化財課長

御質問ありがとうございます。まず1点目の質問ですが、市民意見募集や、ワークショップ、アンケート等で、子どもたちの貴重な意見を頂いているところでございます。これは前から言われていたことですが、読書において、大人になるにつれて、それでも読書が好きだった方というのは、やはり小さい頃からの読書、本に接する環境、例えば読み聞かせ、親からの読み聞かせだったり、学校の先生から、若しくはいろいろな地域の方々など、そういったところで本が好きになり、継続していきます。特に今回、子どもたちのワークショップを行うにあたっては、それなりに読書が好きな方が多く参加するという前提はあるのですが、そうした中で質問したときに、親からの読み聞かせや、先生からの読み聞かせなど、そういったところで本を好きになったという方が非常に多かったです。教育委員会事務局としてはそこをすごく実感しましたので、計画の中にもそうした多様な主体の中に、家庭や学校などいろいろなところで読書の機会を増やしていく、読書活動を増やしていくということも盛り込ませていただいております。それから、ボランティア活動などといったところは、一次、二次の計画でも実施しておりましたが、引き続きそういったところも推進して、小さい頃からの読み聞かせが非常に重要だということは痛感しておりますので、そこは力を入れて行

っていききたいと考えております。

外国につながる方々の御質問に関してですが、今回、特に外国につながる方々と思われる方からの直接の御意見というのは頂いていないところでございます。

森委員

分かりました。今、二つお話しいただきまして、一つは、ワークショップでいろいろな子どもたちからの話を聞いて、何が大事かということの再確認をされたということでした。それについてはなるほどそうだなとすごく思いますし、同時に、家庭環境によって、若しくは働いている保護者の方も増えてきている中で、そのアクセスが難しい家庭と言いますか、そこに困難さがある家庭でも、社会の中で小さい頃から触れる環境をどう作るか、みんなで考えなければいけないということの表れでもあると思いますので、計画を推進する中でそこを大事にしていきたいというのが一つです。あと、今の話はワークショップをお聞きしての所感だと思いますが、同時に、子どもたちが「こうだったら良いな」など、願いや、意見のようなこともあったと思いますので、すごく難しいことだと思うのですが、意見を集めた後の計画へのつなぎ方をどのように設計するかというのを、この計画が始まっていくこれからのタイミングでも良いので、考えて反映するプロセスを少し丁寧に考えていただけると良いのかなと思いました。お答えいただいた内容からそれが読み取れ切れなかったのも、もしそれがまだであったら、ぜひそこをお願いしたいと思います。

鈴木生涯学習
担当部長

市民意見募集、あるいは市民アンケートなどワークショップで子どもの意見については伺ってきたところですが、市民アンケートでも、読書活動をしている人は子どもの頃から本を読んでいることが多いというところで、本を好きな人については一定、アプローチできている部分があるのかなと思います。逆に今、あまり本を読む機会がないというお子さんたちにどうアプローチしていくのかという意味では、電子書籍というのが一つ有効なアプローチだと思っており、今回は図書館でも電子書籍を充実させますが、学校でも電子書籍を充実させていくということを計画に盛り込んでおります。子どもだけではなく、読書から離れてしまった、忙しくて本を読む暇がない、あるいはなかなか図書館に行く時間がないという方に対しても、電子書籍というのは一つ有効なアプローチなのかなと思っております。一方で、紙の本が良いという方も当然、根強くおりますので、紙の本と電子書籍、両方とも取組を進めまして、読書推進につなげていきたいと思っております。

森委員

ありがとうございます。例えばどんな子どもたちからの意見があったのか、この14通から22通の、今回、令和6年12月から令和7年1月までの中でいくつか集まったと思うのですが、もし御紹介いただけるものがあればお願いできますでしょうか。

渡辺生涯学習
文化財課長

市民意見募集の中での、いわゆる10代や10歳未満の子どもの御意見として多かったのは、「図書館を増やしてほしい」や、「身近に好きな楽しい本があると良い」など、そういった御意見を頂いております。ここにつきましては、教育員会事務局としても、例えば図書取次サービスを今後拡充させていったり、横浜市図書館ビジョンでもこうした御意見を基に、引き続きいろいろと施策等を検討しながら進めてまいりたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。二つ目の外国籍につきましては今回はなかったという

ことでしたので、そこは工夫の余地があるところかと思います。今回の意見募集の中にはなかったとしても、ぜひ引き続き、聞ける機関との連携はあると思いますので、お願いします。

中上委員

すみません、追加でよろしいでしょうか。せっかく吉川中央図書館長と鈴木生涯学習担当部長がお見えなので、それぞれにお聞きしたいと思います。電子書籍の話で思い出したのは、前にも少し発言しましたが、私が大学の事務局にいたときに、基礎系の教授からは図書館に体系的な本をもっと増やしてほしいや無くさないでほしいとか、臨床系の医師からは、電子書籍でチェックしながらリアルに手術をしてしまうわけで、その両方の要望がありました。この横浜市民読書活動推進計画自体は、まさに「読書活動推進の意義」にありますように、もともと活字離れが進む中で、いかに豊かな心と言いますか、感性や想像力など、そういう生きる上での非常に大事な、教育にとって大事なものを、活字を通して行っていくと。最近はどうしてもアニメーションや漫画などに走りやすく、また、そのソフトもいっぱい出ているわけです。そう言う私も実は、前回も言いましたが、高校生の頃が一番本を読みました。そのときいろいろ全集物で、例えば『三国志』を、今この年になってもう一回あの小さな活字で読むかといったら、なかなか読めないですね。そうしたら、うまいもので、電子書籍やDVDで、本屋にあるわけです。本屋に行くと、御存じのようにアニメーションや漫画のコーナーがいっぱいあるわけですね。実際にアニメーションは日本の文化にもなって世界からも注目されています。そういう今の時代の流れがあるわけです。

私自身は趣味でそば打ちをしていて、中央図書館で調べたり、自分の専門書もちろん持っているのですが、漫画で20巻の一代記のようなものがあるのです。それはなかなか奥深いことが書いてあって、されど漫画というところもあるわけです。今、大学生だって経済書を漫画で読む時代ですから、さっき言ったアニメーションも、外国からも評価されている日本の大事な文化だというようなことを考えると、税金でどこまで漫画とアニメーションを置くんだなんてお叱りを受けるときもあると聞いていますが、今の時代から見て、お二人に聞きたいのは、中央図書館でもアニメーション、電子書籍や漫画などのニーズがどのくらいあるのか。生涯学習担当部長には、今回、社会教育委員会議でその辺りはどんな議論があったのか。私は活字を大事にしたいと思っているのですが、活字の3,000年の歴史は、私もいろいろな本を読んでいます、中国の歴史にはいろいろな人の名前が出てくるわけです。それをまた漢字で全部追いかけていくのは私もこの年になると結構きついのですが、1冊の漫画で3,000年の漢字の歴史を全部書いたのも漫画であったりして、こういう時代か、などと認識しました。社会教育委員会議で、活字とどうしても言ってしまうのですが、それ以外のこれからの時代に合わせた読書の定義と言いますか、中央図書館ではどんなニーズがあるのか、その辺りがあったらそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

吉川中央図書館長

中上委員、ありがとうございます。今、漫画のお話がありました。横浜市内図書館全体で、蔵書としましては約18,000冊、紙の本ということでございます。こちらは、特に図書館のスペースの関係もあるものですから、ずらっと書架に並べるということはあまりしていません。一部の地域館ではもちろん配架しておりますが、基本的に多くは書庫内にあります。そういったこともあって、それほど爆発的に漫画の貸出しが伸びているということはございません。ただ、おっしゃっていただいたように、例えば私たちの子ども時代にも、横山光輝氏の『三国志』などを拝読させていただきました。全60巻にわたる長い長い漫画ですが、そ

れを通じて三国志の概略が分かったと。ほかの日本人の有名な著者の方で三国志を改めて書き起こしている方もおられますが、正直、活字で読んだときよりも横山光輝氏の漫画で読んだときのほうが、登場人物も含めて頭に入ったというようにございます。そういった、分かりやすさとかストーリーへの入り込みやすさなど、漫画には漫画の非常に素晴らしい効用、豊かな効用がございますので、そういったことを踏まえながら、教育委員会事務局として、蔵書についてはこれからも引き続き検討してまいりたいと考えております。

ちなみに、先ほど電子書籍のお話をいただきました。令和7年度予算案で電子雑誌の新たな導入を教育委員会事務局は計上しておりまして、予算案が御承認いただければ、約250種類の雑誌を電子書籍の形で閲覧することができます。こうしたものなども通じて、多くの市民の方々、利用者の方に、少しでも新たな知や情報に触れていただける機会を作れば良いなと思っています。中上委員、御指導ありがとうございました。

鈴木生涯学習
担当部長

ありがとうございます。まず、社会教育委員会議等での御意見ということですが、今、文字・活字のお話でしたが、文字・活字文化振興法というものがございます。この中で、「文字・活字文化の恵沢を享受する」というようなことが書かれております。こちらは「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」でも同様に記載されておりまして、また、読書バリアフリー法でも記載されています。その意味で、社会教育委員の方々からも、文字・活字文化振興法について関係法令の中に位置付けてほしいということで、こちらは計画の中に反映させていただいたところでございます。

あと、読書の定義的なところのお話がありました。これは常任委員会でも聞かれているのですが、読書の定義というのは国の審議会でも何回か議論されていますが、なかなかその定義を決めるところまで至っていないというのが現状でございます。今お話にあったような漫画をどうするのか、あるいは雑誌もそうですし、例えば資料集や研究報告などもあります。文字・活字文化という観点から考えますといろいろなものが含まれてくるのかなと思いますが、私のお答えとしては、やはり「文字・活字文化の恵沢を享受する」という趣旨から考えて、漫画でもいろいろな漫画があると思います。本でもいろいろな本があります。資料でも読解するような資料などもあったりしますし、いろいろなパターンが考えられると思います。読書の形態も、電子書籍や耳で聞く読書など動画も含めていろいろな形態が読書に含まれると考えられるというお考えもある程度広がってきておりますので、そういう時代に合わせた柔軟な対応をしていくことが大事なのかなと思っています。

そのほか社会教育委員会議で出た御意見としまして、読書バリアフリーに関しましては、前回の社会教育委員会議で提言いただき、そのパンフレットは非常に良いものができているので、ぜひもっと配布してほしいしPRしてほしいという御意見がありました。また、先ほど出ましたが、認知症基本法というものがつくられ、認知症バリアフリーという取組が進められているところでございます。12月に国の認知症の基本計画も作られたということで、これからますます認知症の取組が進んでいきます。その辺りについて何か記載できないかという御意見がありましたので、計画の中に一部、課題というような形で記載させていただいております。取組の進展等を踏まえまして、計画に合わせて教育委員会事務局としても具体的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。主な意見はそんなところだと思います。

中上委員	それぞれ丁寧な説明をありがとうございます。漫画などは今、大人もよく読んでいるわけですが、別に、時代に合わせてそっちのほうをもっと進めるべきだということだけではなくて、漢字の文化も歴史を知る上で非常に大事だと思っています。先ほど吉川中央図書館長が言われたように、漫画を読んでもう一回活字に入るとい、もう一回深く読んでみたいというので図書館に戻るといのも当然あると思うので、その意味で時代に合わせて柔軟に、今、鈴木生涯学習担当部長がおっしゃったように、今後の中で、電子書籍などはまだかなり高価ですから、いろいろ予算の関係もあると思いますが、時代に合わせながら柔軟にということかと思います。どうもありがとうございます。図書館を応援していますので、よろしく願います。
下田教育長	よろしいですか。それでは、ほかに御質問がなければ、次の報告に移りたいと思います。事務局職員を入替えますので、少々お待ちください。
下田教育長	＜事務局職員入替え＞ よろしいですか。次に、「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」、所管課から御報告いたします。
田中中学校給食推進担当部長	ありがとうございます。それでは、「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」、令和7年度の中学校給食の取組を中心に説明させていただきます。説明は健康教育・食育課担当課長からいたします。よろしくお願いいたします。
檜崎健康教育・食育課担当課長	健康教育・食育課担当課長の檜崎です。それでは、お手元の「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」と記載された資料を御覧ください。 「1 令和7年度の中学校給食の取組」でございます。「(1) 中学校給食推進校の全校実施」を御覧ください。令和8年度からの全員給食を全校で円滑にスタートできるよう、令和7年度は対象校を全校に拡大し、新一年生に対して積極的な給食利用を呼びかけ、全員給食を見据えた学校の体制づくりを進めてまいります。四角囲みの具体的な取組を御覧ください。まず、「新入生への中学校給食の利用促進」ですが、保護者説明会等を通じて、積極的な給食の利用を全校で呼びかけてまいります。次に、「食缶による汁物の提供に備えた配膳の準備」ですが、令和7年度は全校に試行を呼びかけ、各校における効率的な配膳方法や給食時間の検討を進めてまいります。また、調理製造事業者の製造体制が整い次第、一部の区では、段階的に令和7年度から先行して、日々の給食の汁物を食缶での提供に切り替えてまいります。 「(2) 新たな給食工場の稼働による供給体制の強化」を御覧ください。令和7年度中に稼働を始める新工場を活用するなどして、現在の最大供給量40,000食から10,000食程度を増産し、増加する喫食率に対応してまいります。 「(3) 全員給食に備えた中学校の体制整備」を御覧ください。「ア 配膳環境の整備」ですが、令和7年度は設計13校、工事49校の配膳室整備を見込んでおり、全ての中学校で整備は完了いたします。「イ 学校教職員向けの研修の実施等」ですが、教職員も含めたプロジェクトで議論し作成した運用マニュアルを活用し、教職員向けの研修を実施するなど、学校の円滑な給食運営をサポートしてまいります。また、教職員の負担増に配慮しながら新たな取組を円滑に実施するため、令和8年1月以降、職員室業務アシスタントを全ての中学校に臨時的に1

名追加で配置いたします。

資料右側「（４）衛生管理の強化」を御覧ください。令和８年度からの全員給食に向けた体制構築に向けて、品質マネジメントシステムの様々な事例を研究した上で、給食事業における重層的な衛生管理体制を整えてまいります。まず、第一線の調理製造事業者については、調理を担う現場の工場だけでなく、事業者の管理部門及び監査部門を加えまして、第三者の視点も取り入れた複数のチェック体制による衛生管理体制を構築できるよう指導を徹底してまいります。さらに、委託者と受託者が常に情報を共有しやすい関係を構築してまいります。次に、給食の実施主体である教育委員会事務局につきましては、専門的な知識を有する民間企業と連携し、事例収集や専門的な助言を得ながら、検証や確認を行ってまいります。また、引き続き検品の徹底を図るため、調理製造事業者への定期研修や作業工程を確認する検査を行うとともに、調理製造事業者の自主検査や保健所の衛生監視の結果も迅速に把握し、事前に対策を講じることで、“健康被害ゼロ”に取り組んでまいります。さらに、第三者の視点で監査等を行う総務・監査担当を、日々の衛生管理・献立作成を行うチームとは別に創設しまして、チェック体制の強化を図ります。加えて、給食の質の担保のために令和８年度から導入するモニタリング制度を構築いたします。また、食材の品質管理については、中学校給食も、小学校給食同様に、令和８年度以降を見据え、よこはま学校食育財団と連携してまいります。取組体制のイメージを下部に掲載しておりますので、御覧ください。

次に、「２ 令和８年度からの中学校給食」でございます。「（１）利用方法」ですが、令和８年度からは、食物アレルギー等がある生徒・教職員以外は、原則として全員が給食を喫食することになります。詳細につきましては、令和７年６月及び令和８年１月頃に「すぐる」を活用しまして、保護者の皆様へお知らせする予定です。

「（２）献立数」ですが、安定的に日々の食材を調達するために、市内を３ブロック、アレルギー代替食を加えると５ブロックに分けてまして献立を作成いたします。１か月を通して、どの中学校でも同じ献立となるよう提供してまいります。資料の裏面を御覧ください。

「（３）献立内容」ですが、令和８年度からは汁物を食缶方式へと変更いたします。その上で、汁物の具材を充実させることにより、改善要望の多い副菜の品数を３品から２品に変更しまして、生徒の皆様がより一層食べやすい献立づくりを目指してまいります。カレーやシチューなど、これまで温かく提供することが難しかった献立も食缶で温かく提供できるようになり、今まで以上にバラエティーに富んだ献立づくりを進めます。また、食物アレルギーのある生徒に対しては、特定原材料８品目に対応した代替食の提供を開始してまいります。

「（４）ランチボックス」ですが、副菜の品数を変更することに伴いまして、新たなランチボックスを作成します。この機会を捉え、本市小学校給食のほか多くの自治体で取り入れられているポリエチレンナフタレート製または同等の性能を持つポリエーテルサルフォン製に変更いたします。なお、今まで使用していたランチボックスは給食を運ぶコンテナボックスにリサイクルしまして、環境に配慮した取組を進めてまいります。

「（５）量の調整」ですが、御飯は大・中・小の３サイズから選択することができ、同じ価格で提供いたします。汁物は、食缶で提供することでおかわりが可能になります。また、主食と副食についても、欠席者分をおかわりに活用するなどしてまいります。なお、成長期であることを考慮しまして、給食を食べても足りない場合には、主食を中心とした補食を持参することも可能としてまいります。

す。

資料右側「3 生徒と共に作る献立」でございます。「(1) 生徒が献立を決める『給食選挙』の実施」を御覧ください。生徒が食に関する知識も増やしなから、生徒自身の投票によって献立を決める取組を全校で実施しまして、生徒の皆さんから約20,000件の投票を頂きました。本取組は、令和7年度以降も、生徒と共に献立を作る取組の一つとして継続してまいります。

「(2) 民間企業・団体の知見を生かした生徒の記憶に残る横浜らしい献立開発」を御覧ください。共創フロントを通じて民間企業や団体と連携し、大人になった子どもたちが学校生活を振り返ったときに、本市の中学校給食を思い出すような、生徒の記憶に残る新たな横浜らしい献立の開発に取り組んでおります。引き続き生徒の皆様と共に献立開発を行ってまいります。

また、二つのコラムを掲載しております。資料左下、【コラム1】には、「汁物食缶の試行実施 生徒アンケートの結果」について記載しております。新しい汁物を約87%の生徒がポジティブに捉えている内容を御紹介しております。また、右下の【コラム2】には、「開かれた献立づくりに向けた献立作成委員会の設置」について掲載しております。学校関係者、保護者代表や外部有識者で構成される中学校給食献立作成委員会を新たに設置しまして、外部の意見も取り入れた開かれた献立づくりを進めてまいります。

最後に【参考】として「今後のスケジュール(予定)」を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。御説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

下田教育長

質問があればお願いいたします。

中上委員

ありがとうございます。この間、温かい物が欲しいという要望を生徒や保護者から聞いて、いろいろメニューの工夫をされて、食缶で温かい物ということで、工夫されていることを感謝しています。一方では、先ほど説明の「(4) 衛生管理の強化」であったように、衛生管理の強化というのは非常に大事だと思うのです。わくわくドキドキする食事も大事ですが、それも持続可能に継続していくには、やはり食中毒があってはなりませんので、ここをきちんとしないといけません。御案内のとおり、つい先日ですか、岐阜県でノロウイルス感染症が確認されました。ノロウイルス感染症は11月から3月で、3月が流行の一番ピークですよ。456人からノロウイルス感染症が確認され、そのうち1人死亡していますよね。保健所の結果はまだ全部出ていないようですが、死亡者が出ていることもあってか、業者は破産申告の準備をしているようなニュースも流れています。これも安全管理と言いますか衛生管理をする上で、まだ1年の準備期間があるわけで、今までもそれを随分検討されたことは報告を受けていますが、一つの研修材料になろうかと思うのです。ぜひこれを更に追いかけて、研修に生かしていただきたい。

その中でも、まかないの弁当を食べて感染者を増やしたというのがありますよね。昔だったら中華街に行って、余ったら包んでくれと言えば、調理人は喜んでおいしく食べてくれるんだと気持ちよく包んでくれましたが、今はそれなかなか勘弁してくれというところが多いですよ。スーパーや、違う飲食店の関係者に聞いても、職員にも持ち帰りは禁止しているというのがありますよね。食品ロスからすると少しいかがなものかという意見もあるようですが、衛生管理だけ、食中毒が一つあったときの影響というのは非常に大きいので、やはりそこは業者指導でも、まかないなどを持ち帰ることについては厳に慎むように指導していた

だきたいと思います。

いずれにしても、衛生管理というのは、よこはま学校食育財団でも、安全な材料を仕入れることと安定供給の二つがあるわけですね。その辺りはよこはま学校食育財団とも連携しながら、安全性について再度、まだ1年ありますから、マニュアルも大分整備されていると思いますが、いろいろな事例で、それはノロウイルスだけではなくてサルモネラ感染症などそれぞれ食中毒がありますので、例えばそれが出たときに営業停止が何日か続くわけですが、その代替えをどうするかなど、検討事項はもう既にいろいろ検討されていると思いますが、更にそういう備えで中学校給食を持続可能なものにしていくために、ときどきわくわくも結構ですが、衛生管理、まず食中毒を出さない、ましてや死亡者を出さないというのは徹底した強い指導をしていただきたい。おかずも温かいほうが良いということで、それは温かいに越したことはないし、電子レンジがあればそれが一番良いですが、食中毒ということを考えると、やはり厳しい指導をしていただきたいし、そこは逆に生徒も保護者も理解してほしいと思います。それが1点。

それと2点目ですが、前から言っているように、小学校はそれぞれ今までの伝統がありますから、食の教育、食育についてはいろいろな日常の授業の中でもそれぞれ先生たちが頑張って教えていただいていると思います。御存じのように、中学校の教科書のときも大分勉強しましたが、家庭科の中で非常に詳しく、まさに衛生管理ですね。火の扱いの安全から始まって、特に衛生管理、食中毒のことなどは非常にしっかり書いてありますよね。また、中学生が特に栄養や、よく野菜の残渣が多いなどと言いますが、野菜の残渣が問題ではなくて、残渣を出さないように野菜の大切さを教えるということが一番大事なのではないかと思うのです。いずれにしても、体に必要な一番の栄養素は、中学生というのは成長盛ですから、その辺りの食の教育、これは田中中学校給食推進担当部長のセクションではなくて学校教育企画部の仕事だと思いますが、いずれにしても食の教育をしっかり、衛生教育も含めて行っていただきたいと思います。その2点をよろしくお願いします。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。まず1点目でございますが、教育委員会事務局もいろいろな事例を検証して、それを生かしてしっかりと衛生管理をしていかないといけないと思っております。現在でもいろいろな事例をヒヤリハットという形で検証して、教育委員会事務局のマニュアルなどに生かすというような取組をしております。今、一つ事例を頂きましたまかないについてでございますが、横浜市の学校給食は、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考にしながら衛生管理の指導をしております。この中に調理従事者等の衛生管理の一つとして、原則として当該の施設で調理された食品は喫食しないことという記載があります。当然に私たちの中学校給食も基本的には、検食を除いて調理製造事業者が喫食することはないということで指導を徹底しております。今後もしばしばいろいろなヒヤリハット事例を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目でございますが、食育につきましては、全員給食になりまして中学校でも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。現在では家庭科の中で学校給食メニューコンクールを一つ大きな事例として実施しておりまして、約10,000人の生徒の皆様に御参加いただいて、自分が設定したテーマで必要な栄養素を取り入れて給食の献立を考えるとというような取組をしております。今後も中学校給食をきっかけにしながら、家庭科分野だけでなくいろいろな教科に広がるように、私たちもいろいろな課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

中上委員	ありがとうございます。いずれにしても、今、共働きの世帯が多い中で、中学校給食に対する期待は非常に高いです。その意味で今まで万全の準備をされてきていると思うので、それに対しては敬意を表したいと思います。
下田教育長	すみません。発言の途中ですが、傍聴人の方、これ以上進行の妨げになる場合は退場していただくことになりますので、警告しておきます。
	<不規則発言>
下田教育長	続行してください。
中上委員	いずれにしても、今まで中学校給食の大事さ、共働きの多い中で非常に期待が多いと思うので、持続可能な給食体制をぜひ行っていただきたいと思います。もう既にいろいろなマニュアルも点検されているとお聞きしていますが、横浜市の危機管理の顧問で、もう過去の人ですが、あさま山荘事件で有名な佐々さんが実際に研修してくれました。そのときの言葉を今思い出すのですが、「悲観的に準備し、楽観的に対処せよ」と。ですから、あつてはならない食中毒の事件、それを、悲観的に最悪の事態を想定して準備を万端にする。マニュアルを含めて業者指導も含めて。悲観的に備えて、起きたらパニックにならないで、冷静に楽観的にしっかり初期対応と業者指導を行い、再発防止も徹底するということをぜひお願いしたいと思います。以上です。
下田教育長	ほかにございますか。
森委員	御報告ありがとうございます。まず初めに、資料表の左側の「（１）中学校給食推進校の全校実施」についてのところからお聞きしたいと思います。今、令和６年度の中学校給食推進校が34校ということで、令和７年度は144校に一気に拡大するということですが、現在の中学校給食推進校での状況、例えば中学校給食推進校を実施しながら新たにどのような課題が見えている、若しくは144校に広げていく中での課題があるかどうかということから確認させてください。
田中中学校給食推進担当部長	ありがとうございます。中学校給食推進校でございますが、現在34校で取り組んでおります。主に実施いただいている取組といたしましては、食缶の汁物を先に試行で１か月程度提供させていただき、生徒による配膳のシミュレーションをしております。また、それに伴いまして、教職員がどう動いたら良いのかというところ、その辺りも併せて検証させていただいているところでございます。その結果、ほとんどの学校では、準備と喫食を含めて大体25分少々あれば、生徒が配膳して汁物を提供することができるというようなことが見えてきております。そのほかにも、見守りの仕方や、お渡しの仕方など、そういったところも細かく今検証させていただいているところでございます。 今後に向けた課題でございますが、144校に拡大していきますが、中心は新１年生のみということで、現在の34校についてはもう既に取り組んでいますので、上級生も含めて取り組んでいただくということになります。やはり供給体制を安全かつ安心に確保していくことが非常に重要だと考えておりますので、現在はその辺りを、供給する調理製造事業者とともに綿密にシミュレーションを行っているところでございます。あとは、こういう制度になります、こういうことですと

いうことを保護者の皆様に丁寧に正確にお伝えしていくことも大事だと思っております。令和7年度というのは現行制度での試行実施という形にはなってきますが、令和8年度に向けてはお申込みの方法なども変わってきますので、その辺りは資料にも掲載させていただきましたが、引き続き丁寧に御案内していきたいと考えております。

森委員

ありがとうございます。そうすると、今回144校に広がる中では、建物の配置やいろいろな形で、これまで想定されていた中学校給食推進校とまた違った流れなどもあるでしょうから、実際に始まっていくと思わぬことも見えてくると思います。そこを一つ一つクリアしながら、残り1年になってきていると思いますので、またぜひ教えていただければと思います。

あともう一つ、今度は稼働による供給体制の強化ですが、今、実際が50%弱で、あと1年で100%に持っていくと。裏面に竣工の予定が令和7年7月、令和7年12月と実際に工場を整備していくということですが、令和7年12月から令和8年4月までは結構短い時間だと思います。その間、製造から物流、学校での提供をシミュレーションしながら行うということが大丈夫なのかどうかというところも少し、タイムスケジュールがより細かく見えてきた中で、1年間進めていく上での今の皆さんの捉えを教えていただければと思います。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。令和7年7月にオープンするB区分の工場は都筑区にございます。こちらがオープンしましたら、2学期以降は実際にこの工場を活用させていただいて学校に供給するというような取組をしてまいりたいと考えております。12月にオープンするA区分の工場は金沢区に建設しているものになりますが、これが12月にできましたら、3月までの間に試し炊きを行ったり、工場の中の準備にしっかりと取り組んでいきたいと思っています。ですので、実際に学校に配送するためのルートの検証など、そういったものはこの工場が建設される前に事前に行っていただいて、準備を行っていこうという計画を立てております。

下田教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

大塚委員

私からも中学校給食推進校の取組についてですが、「中学校給食推進校の具体的な取組」で2点こちらに書かれています。「新入生への中学校給食の利用促進」というところで、私の要望としては、来年度の中学2年生・中学3年生の方々への発信というのはどのような形を考えていらっしゃるかなと思います。ぜひ保護者の御理解というのを中学2年生・中学3年生でも行っていただきたいと思いますが、そこはどうでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。本当に重要な視点だと思っております。現在では学校と連携しながら在校生の皆様にも周知させていただいております。大体1月から3月に新1年生の説明会があるのですが、それよりも少し前の期間の12月ぐらいから、学校と連携してお知らせをさせていただいております。

大塚委員

中学校給食というものが広がっているところと、まだまだというところもあります。中学校給食が必要な生徒が御家庭の事情でなかなかそこにたどり着いていないという状況もある中で、令和8年を待つ前に、一人でも多くの方々に中学校給食にたどり着いていただきたいという思いがございますので、お願いしたいと

思います。

あと、給食を食べるということは、先ほどの“健康被害ゼロ”というところが非常に重要だということを感じています。中上委員もおっしゃってありましたことと重なるのでそんなに言いませんが、私たち、自分たちの失敗は風化してしまうのです。その風化というのをいかに避けるかということが非常に重要です。研修の内容を従前よりもっと精度を高めて、子どもの口に入る寸前までのところに関わる全ての方々、現場のお一人おひとりに研修がどう届くか。ですから、これまでの様々な事例というものを風化させずに、より精度の高い“健康被害ゼロ”を目指すということを私たちは肝に銘じて取り組んでいかなければいけないと思います。

「（３）全員給食に備えた中学校の体制整備」のところに、全校で配膳室の整備を進めているということが書かれています。中学校の給食推進校の視察をさせていただいたときに、配膳室にいらっしゃる方、ちょうどその方は地域の方でアルバイトとおっしゃってまして、その方とお話しする機会がございました。すごく考えさせられることをお伺いしました。それは、子どもたちが食べ終わったケースを返却するのですが、いつも同じ子のお弁当が重たい。その子の前で蓋を開けることはできないが、いつも重たくて、この子の食の自己管理は大丈夫なのかということが非常に不安。それをどなたに伝えて良いのかが、自分の立場としては困っているですとか、牛乳を頼んでいるのにいつも飲まずに返却しているなど。そのときに、全員給食に向けてあと１年というところで気付かされましたのは、一人ひとりの食の実態を学校現場でどう把握していくかということが非常に重要だと思います。それこそ食育を通して食の自己管理というのを子ども自身ができるように力をつけていくのは非常に重要だと思いますが、この令和７年度が最後のいろいろな試行になっていくので、ぜひ研修の中に一人ひとりの食の実態の把握というのを誰がどのような形で、それも担任が全て行うというのではなく、様々な人たちが関わり合ってそこを把握していくということを、小学校とはまた違いますので作り上げていってほしいと思います。

もう一点、アレルギー代替食のことなのですが、小学校などにはいろいろな事件が起きています。おいしくてついおかわりしてしまったらアレルギー症状が出てしまうなど、自分の食についてあまり理解できていないなど。でも、中学校になると、自分で自己申告できるなど、そういう食物を避けるという判断ができる。でも、そうではない子どもたちもいますし、そうではない状況というのが生まれることもあります。横浜市は小学校の様々な事例というのを持っておりますので、最後のとりでとなる子どもの目の前にいる方たちは、アレルギー代替食が適切に子どもに届いているか、子どもが判断しそびれたときにしっかりとそれに気付けるなど、そういった部分というのを、もう何度も皆さん方のほうがよく考えて取り組んでいらっしゃると思うのですが、最後の１年というところの取組をしっかりと行っていただいて、“健康被害ゼロ”をみんなで推進していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。４点御意見を頂き、ありがとうございます。まず１点目で、在校生の発信というところで１点、大きなことを忘れていたのですが、「すぐーる」を活用させていただき、中学校給食プロモーションチームとも連携させていただいて、中学校給食を御利用されたことのない生徒にどのように給食の良さを伝えたら良いかという動画なども作成させていただき、それを「すぐーる」でお一人おひとりにお届けさせていただくというような発信の仕方もしております。それが１点目でございます。

2点目の衛生管理について、風化させないように繰り返し研修していく、そこも工夫が必要ではないかというお話を頂きました。本当にそのとおりだと思っておりまして、私たちも今まで自分たちで研修を行う機会を作って実施もしていましたが、それだけではなくて、日頃から調理製造事業者の皆さんが意識を持って取り組んでいただくということがとても大事だと思っております。学校給食であるから通常の食品工場の衛生管理よりもプラスして行わなければならないことも複数項目ございます。そういったものも伝えていく必要があるということで、私たちは繰り返し今伝えているところですが、今後は工場側の経営層の方にも入っていただいて、重層的な支援体制というものを作っていきたいと思っておりますので、引き続き繰り返し努力していきたいと思っております。

3点目でございますが、食育というところで、一人ひとりの実態を把握して、そして支援していくことが大事だと思っております。今、多様化してきているという中で、食も多様化しているところがありますので、一人ひとりに合った個別的な指導をしていくことが非常に重要だと言われております。もちろん小学校は栄養教諭が中心となって取り組んでいくことになると思いますが、中学校には専属の栄養教諭の配置はありませんので、食育ネットワークという形で専門的な視点を持って中学校側にアドバイスし、中学校は養護教諭や担任も含めて、全体でその視点を持って取り組んでいただくことが大事だと思っております。教育委員会事務局としましても、中学校でうまくそういった指導ができるように支援体制を整えていきたいと考えております。

4点目はアレルギー代替食の事件が起きないようにしっかりと対応していくというところでございますが、令和8年度に向けてアレルギー代替食を提供させていただくので、それに向けたマニュアルを作らなければということで、今年度1年かけ、プロジェクトで議論してまいりました。そのプロジェクトのメンバーの中には小学校の先生方にも入っていただいて、実際にこういう事例があったということも参考にさせていただきながら作っております。また、中学校に栄養教諭はいませんが、ミスがあってははいけませんので、効率化を図る視点で、アプリのようなものを入れて、間違いなく把握できてお渡しできる仕組みも考えております。そこも繰り返し気を付けながら取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

下田教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見等がなければ、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第58号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第59号議案「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」、教委第60号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委報第5号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

下田教育長

それでは、教委第58号議案から教委第60号議案及び教委報第5号は、非公開といたします。

次に、教委第57号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

職員課長の原田でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、教委第57号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、説明させていただきます。議案の表紙をおめくりいただきまして、裏面の「提案理由」でございますが、令和7年度における組織再編等に伴いまして、当該規則の一部を改正するために提案するものでございます。

議案の説明に際しましては、概要資料がございます。恐れ入りますが、別添のA4横の参考資料、新旧対照表の最後のページにA4縦の概要資料がございますので、そちらを御覧願います。よろしいでしょうか。

では、改めまして「1 趣旨」でございますが、令和7年度の教育委員会事務局の組織再編につきましては、組織全体のガバナンス強化を図るため、局長級のポストである「教育行政監」と、その教育行政監に直属する課相当の「法務ガバナンス室」を新設するとともに、いじめ対策等を迅速・適正に実施するための「不登校支援・いじめ対策部」、さらに、教育の質の向上を図るため教育DXを強化・推進していく「教育DX推進部」を新たに設置いたします。あわせて、組織再編、名称変更等を行い、各課室の事務分掌等を規定するために、当該規則について所要の改正を行うものでございます。

「2 組織再編後の概要」でございますが、記載の図で説明させていただきます。まず、図の左上でございますが、今申し上げました教育行政監と法務ガバナンス室を記載いたしております。これらにつきましては、重層的なリスク管理体制として来年度から新たに整備する教育委員会版スリーラインモデルの中で、いわゆる第3ラインの位置付けになるものでございまして、教育委員会の組織の中で客観性と独立性を持って教育行政を適正・適法に推進し、学校現場におけるリスクや負担を軽減することでもって横浜の教育の質の向上を図るために、各部、学校教育事務所の所管課に対して、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンスの視点で指導・助言等を行う機能を有するものでございます。

次に、図の左下の部ごとに順次説明させていただきます。一番左の教育政策統括部ですが、現在の総務部について、政策機能の強化等を図るため名称を変更いたします。なお、現在、人権健康教育部にあるプロモーション担当を教育政策推進課に移管し、教育委員会全体の事業等についてプロモーションを展開してまいります。また、図書館ビジョン等担当につきましても、現状どおり引き続き教育政策推進課で所管し、中央図書館との連携を図ってまいります。

続きまして、教育DX推進部につきましては、教育DX推進課を設置し、教育のデジタル化やセキュリティー対策、ネットワーク整備等を着実に進めてまいります。

次に、教職員企画部ですが、現在の教職員人事部について、教員確保や働き方改革等の取組を進めていくために名称を変更いたします。

さらに、学校教育部ですが、現在の学校教育企画部について、グローバル教育や3層の学びの空間などの新たな取組を推進するとともに、学校へのマネジメント支援を強化し、人権教育、健康教育等を学校教育の中でより一体的に取り組んでいくために、部の名称を変更した上で部内の組織再編を行います。具体的には、現在の小中学校企画課と教育課程推進室を統合し、学校経営支援課を設置いたします。この課には、新たに教育イノベーション担当とグローバルデザイン担当を設置する想定としております。また、現在は、人権健康教育部の人権教育・児童生徒課で所管している人権教育と、健康教育・食育課保健係で所管している健康教育について、学校教育の中でより一体的に取組を推進していくために、専任の担当部長を配置した上で両課を再編し、人権健康教育課を設置いたします。

次に、先ほど申し上げました不登校支援・いじめ対策部ですが、不登校支援・いじめ対策課を新たに設置し、不登校児童生徒への支援やいじめ防止対策等を迅速・適正に行うために、指導主事の増員等を伴いまして体制を強化するものでございます。

次に、教育環境整備部ですが、現在の施設部について、教育環境に関するソフト面も踏まえた教育施設の整備を推進するために名称を変更いたします。

次に、学校給食・食育推進部ですが、現在の人権健康教育部健康教育・食育課給食係を再編して部を設置することで、今後の継続的な学校給食と食育の推進を図ってまいります。

最後に、4方面の学校教育事務所については、現在の指導主事室を、学校教育全般にわたる支援を行うことを明示するために、学校教育支援課に名称を変更いたします。なお、4方面の事務所につきましては、来年度に外部コンサルタントの知見を活用しながら、学校教育事務所の在り方の検討を進めてまいります。

次に、「3 主な改正内容」ですが、まず、「(1) 教育行政監の職務」について新たに規定いたします。具体的には、「教育行政監は、教育長の命を受け、教育行政に係る指導及び助言等に関する事務を掌理し、教育長を補佐する」と明記するものでございまして、各部・事務所に対して教育行政全般に関する指導・助言等を行い、教育次長とともに教育長を補佐し、事務局の適正・適法な事務執行を図る旨の職務を規定するものでございます。

次に「(2) 組織の新設・再編等に伴う事務分掌」でございしますが、まず、「ア 法務ガバナンス室」については、「ガバナンス、リスク管理及びコンプライアンスの推進に係る指導及び助言等に関すること」等を規定いたします。「イ 教育DX推進課」については、「教育のデジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること」等を規定いたします。「ウ 人権健康教育部」については、「人権教育に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること」、「人権教育に関する啓発及び研修に関すること」等を規定することで、不登校支援・いじめ対策課との連携はもとより、学校経営支援課、高校教育課、特別支援教育課、学校教育事務所の学校教育支援課など、学校に関わる全ての課において人権教育が推進されるように、総合的な調整機能や啓発・研修等の役割について明記いたします。「エ 不登校支援・いじめ対策課」につきましては、「不登校児童生徒の支援に関すること」、「いじめの防止等に関すること」、「児童生徒指導に係る指導及び助言に関すること」等を規定することで、誰もが安心して豊かに生活できる学校作りに取り組んでまいります。

恐れ入りますが、議案にお戻りいただければと思います。3ページを御覧願います。ただいま概要資料で説明させていただきました改正規則の案文になっております。長くなりますが、こちらが17ページまでございます。さらに、恐れ入りますが、別添の新旧対照表にお戻りいただきまして、対照表の右の欄におきまして赤字の改正部分を御確認いただければと存じます。こちらもち長くなりますが、27ページまでございます。ただいま説明申し上げました組織の再編等に伴いまして、所要の文言整理等を行っております。

なお、本規則改正の施行期日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下田教育長

説明が終わりましたので、御質問等があればお願いします。

森委員

御説明ありがとうございます。これから大事にしていく大きなポイントを表し

た組織の編成だと思います。コロナ禍で1人1台端末を持った中で、これまでは例えば教育DXの推進において、一つの部署で大きく推進するところがなかったというところから、これからは使ってみる、使い倒す先の子どもたち若しくは学校がそれぞれの環境で、子どもたちが今の自分に合っているものを選んでいくという、その調査・研究みたいなところがとても大事になっていく。どうしたら子どもたちが選んでいけるような環境や、効果的に使い分けられるようになるかというところが大事になってくるフェーズですので、そういったことをしっかりと研究しながら取り組んでいける体制が整ったことも良いと思っております。

加えて大事だと思うのは、学校教育部の学校経営支援課というところを細かく御説明いただきましたが、教育課程の編成や、授業改善など、学校で学んで本当に楽しいと思えるような環境をどう作っていくかということ、先ほど御説明にもあったような内容が含まれていくということで、どちらかというところと攻めというか、どういう学びが、教育が、これから必要なのだろうかということをしつかりと考えていただけるような位置付けになっていくと良いなと思っております。学校教育部という名前ですが、学校の中だけを捉えていないという、私はそのような理解ですが、合っていますでしょうか。

原田職員課長

御指摘いただきましてありがとうございます。学校教育企画部という名称なのですが、そのときの改正につきましては、むしろそういった取組についての企画ということが強調されたわけですが、今回、学校教育部ということになりますと、もちろんそういったことも含まれますし、今、森委員がおっしゃったように、学校の中だけではなくて学校と関わる部分、例えばもとより学校支援・地域連携課などはそこを所管する課になりますが、学校以外のところとの連携など、そういったことも含めて学校教育という形になると思います。今回、学校経営支援課ということで再編した中にも学校の経営支援ということで、企画的なものだけではなくて、いわゆるマネジメントをどう支援していくかということも幅広く捉える中で、学校教育部という非常に広範な名称になるわけですが、そこをより一体的に、様々なところと連携しながら行っていくということを名称に込めると。そのように御理解いただければと思っております。

森委員

そのメッセージとともに届けるのがすごく大事だと思います。そのまま読むと、ともすれば学校の中の教育に見えてしまいますので、横浜市としてはそうではないのだと。いろいろな人たちと連携しながらというメッセージを込めていることとともに、そういったことを伝えていくのが大事だと、御説明を聞いて思いました。

あと、教育行政監と法務ガバナンス室というところが新たにできるということで、先ほど少し御説明いただいたのですが、これが一番大きな、これまでの反省を踏まえて、どうしたらチェック機能が機能するかという大事な編成の部分だと思うのですが、もう少しだけここがどのように機能するかということを丁寧に御説明いただけますでしょうか。

原田職員課長

今御質問いただきました部分は、非常に重要な視点かと思っております。様々な事案の反省もございまして、そもそものいわゆる巨大組織、約26万人505校の組織規模という部分において、やはりガバナンスの体制が脆弱だった部分があるということを反省しております。そういう中で、教育員会事務局も行政を参考に行っている部分がございますが、そこはやはり行政の事例だけでは、調査の対象としてはなかなか不十分でございました。率直に申し上げますと、大企業のいわゆる

ガバナンス体制、民間企業でも大きな規模を持つ、例えば支店をたくさん持っているようなところの体制を研究いたしました。私も自ら民間企業の方に直接お伺いしたり、いわゆるGRCと言っているのですが、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンスを専門とするようなコンサルタントにも直接お話を伺いました。

そういう中で、先ほど少し申し上げましたが、重層的なリスク管理の中で、スリーラインモデルというものがあるということを私たちは学びました。それは第1ライン、第2ライン、第3ラインと分かれるわけですが、教育委員会事務局でいえば、第1ラインは一番最前線の学校現場であろうと考えております。第2ラインにつきましては、学校と関わる全ての課だと思っております。第3ラインにつきましては、組織の中で客観的・独立的な視点を持って、今、森委員がおっしゃったように支援し、時にチェックするというような部門が、民間企業では当然に実装されているということをごさいますて、教育委員会事務局はその機能を有していない。そこをどのように民間企業の事例を参考にしながら、ただ、そのまま適用することは組織の性質上なかなか難しいところもございましたが、今回組織としてお示しする、いわゆる教育行政監、これは局長級のポストでございます。各部に対しても、これは事務分掌でも指導ということを明記しておりますので、直接のラインではないにしても、各部に対してしっかりとコミットできる、そういったことを事務分掌上も明記いたしました。

さらに、教育行政監だけでは当然、事務執行できませんので、教育行政監に直属するというのは、教育行政監の直接的な指示の下でしっかりとそういったガバナンスに関する実務を行うと。法務ガバナンス室の室長は課長級でございますので、しっかりと組織を構築することにより、民間企業が当然に行っている第3ラインの役割を、教育委員会事務局が自律的にその部分を担保する組織としてしっかりと事務分掌にも明記いたしまして、恒常的な組織として構築したということで、今の森委員の御質問に対して少し経過も含めて丁寧に御説明すると、そういった趣旨でございます。

森委員

ありがとうございます。第1ライン、第2ライン、第3ラインということで、今それが第3ラインにあたるという御説明だったと思います。その第3ラインが成り立つためには、安心して各現場、各教室や教職員が、何か課題や問題を感じたときに、安心してそれを報告したり相談できるということがあった上でしっかりと情報が上がってきて、そして緊急な対応が必要だったり、ハイリスクのときには適切に早く対応できるみたいな、事後もそうですし、それが起きないような体制、どうしたら起きにくくなるかということを、教育行政監も法務ガバナンス室の皆さんも考えていくという、そのような理解で良いでしょうか。

原田職員課長

率直に申し上げまして森委員のおっしゃるとおりでございます。ここで明確に申し上げたいのは、ガバナンスの強化と言いますと、どちらかというとチェックや監視するということが先に来てしまうのですが、ここは明確に、いわゆる第1ラインの学校現場のリスクを軽減することによって、学校現場がより働きやすい形でリスクの軽減、負担の軽減をするということのその先に、横浜の教育の質を高めていくということが目標ですので、そこがまず最初にお伝えしたいことかなと思っております。その上で、やはり学校の困り感や、実際に何に困っているかということにつきましては、これは組織の話ではございませんが、新たに教育SOSサポートプラットフォームというICT機器を活用しながら、学校現場で起きていることをより迅速化し、情報の見える化を行うようなことを構築してまいります。その上で、第2ラインである全ての課がそれを把握し、学校現場で起き

ている状況を今までよりも迅速にキャッチできるように、それは第2ラインも第3ラインも含めてということでございます。ですので、そういった学校現場で起きている事案に対して、より迅速に対処できるような仕組みも併せて整える。組織の構築とともに、そういった情報の見える化・迅速化の両面をしっかりと構築することで行っていきたいと思っております。ただ、これは新年度の4月から行っていくことですので、行いながらよりよい形を、バージョンアップと言いましようか、ブラッシュアップしながら行っていかなければいけないと思っておりますので、教育委員会事務局の職員はまずそこに全力を傾けていきたいと考えております。

森委員

ほかの自治体にはなかなかない事例を、民間企業もいろいろと参考にしながら新たに取り入れて、かつ、教育行政に合わせたり、横浜市に合ったような形にするにはどうしたら良いのか、これから検証しながら動いていくということですね。今の御説明の中にもありましたが、リスクが発生しにくい環境を作るには、疲弊感がないとか、そもそも働く環境みたいなことと全部セットになってくると思います。それを一体的に皆さんでより強化して考えていくということも含まれていると、今お聞きして思いましたので、引き続きそこはぜひよろしくお願いします。

最後に質問ですが、不登校支援・いじめ対策部を一つ独立して置くことによって、こういうことができていくのではないかということや想定していること、より強化できると思っていることというのは何かありますでしょうか。

原田職員課長

人権健康教育部長からその点、具体的なことを答弁させていただきます。

住田人権健康教育部長

人権健康教育部の住田です。ありがとうございます。様々想定することはあるのですが、いじめ対策と不登校支援に対しては、まさに部名・課名が物語っているように、何をするかきちんと明確に出すためにこの部名・課名にしております。その中で、やはりいじめについては様々、今年度かけていろいろな対策、再発防止策を打ち出している中で、より専門的にそこについてきちんとこれからも継続的に、それこそ先ほど大塚委員の中に風化という話がありましたが、決して風化させないように、デジタル等の活用も踏まえてしっかり取り組んでいきます。その中に新たに弁護士等も雇い入れる中で、きちんと第三者の視点を入れた調査や、もっと言うと、未然防止の取組をしっかりと進めていくということを今考えております。また、昨今の不登校についても、まさに社会問題としては少し前から起きておりますが、この不登校施策についてはしっかりと専門的に打ち出していく必要があると思っております。不登校という一括りではなくて、それぞれ個に応じた学び方の問題だと私は捉えております。何か支援する手立てがあれば良いのかということではなくて、一人ひとりにどういった学びを提供し、その一人ひとりが未来に向かってどのように道筋を選んでいくのかということまで支援するために、しっかりと独立させた部署の中でも人員を考えて、この後も行っていきたいと考えております。そこにもデジタルを活用したり、3層空間の中でリアル、オンライン、メタバースといったものも活用しながら、どういった一人ひとりに合った学びを提供できるかということを真剣に考えた施策を打っていきたいと考えております。

森委員

今の言葉を聞いて思ったのは、不登校支援・いじめ対策部というように分けることによって、よりそれに力を入れていくということの表れでもあると同時に、

そこで分断が起きないように、そこも考えながら行っていくという意思表示だったと思います。不登校支援という一つ言葉をつけてしまうと、それはどういう意味なのかということをお聞きすると、皆さんすごく考えさせられると思うのですが、今の御説明をお聞きすると、個に、一人ひとりに応じた学び方の話であるということや、学校内外にその子たち一人ひとりの居場所があるということ、また、今の御説明にはありませんでしたが、保護者の方々の苦しさもよくお聞きします。取り巻く周りの方々への支援だったり、ここを学校だけではなくて健康福祉局の皆さんたちやいろいろなところと連携していくということにもしっかりと力を入れていくことを願っておりますので、ぜひ引き続き力を入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

住田人権健康
教育部長

付け加えて、この二つが一つになっている、ほかにも生徒指導面など様々あるのですが、専門家の資源が共通しているというところがございます。例えばいじめにしても不登校にしても、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用というのが欠かせない状況になっております。場合によっては第三者、心理士や弁護士など、そういった方々の活用も共通している部分がありますので、そこが一つになっている所以でもあります。

下田教育長

ほかにございますか。

中上委員

この機構は先ほど原田職員課長からそれぞれ説明があったので、それについては了解しています。そのところは承知した上で再度の確認ですが、今、議論になっているように、教育行政監に対しての期待と言いますか、教育長が最終決定するにあたりガバナンス、コンプライアンスの視点が欠けていたのではないかと、いう今までの反省の中でこういうのを設けられたので、本来は教育委員会事務局と独立した形でチェックというのも一つの選択肢ではあるのですが、先ほど原田職員課長が言われたように、専門性を持っている第三者の視点も入れながら、日常の意思決定の中でそれをチェックしていくと。特に不登校支援・いじめ対策課のほうには弁護士等第三者の専門家も入りますし、その意味で教育委員会事務局全体の自浄作用と言いますか、自浄能力を高めるための機構改革と理解しています。その意味でも、逆に最悪の事態で保護者と訴訟等で対立した場合、同じ教育委員会事務局の中ではないかと言われかねませんが、ただ、中身を見ると、専門性と第三者の視点もきちんと入れているということで、そこがやはり今回のみそだと思います。全部ライン化してしまうと、同じ教育委員会事務局の中ではないかという指摘にもなりかねないので、今のスタッフ的な意味で、教育長が最終決定するにあたりその視点を入れていくという説明で非常に了解したところです。それが1点です。

それと、不登校支援・いじめ対策部に看板が変わったわけですが、これは人権健康教育部の中にあったのが、人権健康教育部が学校教育部に入りました。これには意味があるのではないかと私も思います。と言いますのは、学校教育部は所管が非常に広くて、私が言う必要もないのですが、学習指導要領から教科書から特別支援教育、これからますますインクルーシブ教育の施策が大事になる中で、しっかりと学校教育部の中に人権のセクションが入りました。実際に先ほどの説明の中でも、前の建制順でいくと、この間に施設部が入っていたわけです。それを学校教育部の隣に置いたということはすごく意味があると思うのです。機構の規則だけではなくて、レイアウト上もすぐそばにいて相談しながら、連携しながら人権で取り組んでいくように考えられていると思いますが、そういうレイアウト

トというのも非常に大事ですから、ここの機構を合わせているのはその意味もあるかと思います。その意味で、人権健康教育課というのは非常に大事で、これは不登校支援・いじめ対策だけではなく、教職員企画部にも影響してくるわけですよ。教職員たちの指導の中でも人権というのは非常に大事でベースでありますので、全体に係ってくる話ですから、そこは学校教育部の中にあるという理解で、それぞれ人権を意識して今後対応していくという理解でよろしいでしょうか。

原田職員課長

2点頂きました。まず、教育行政監等に関する御指摘でございますが、おっしゃるように、実は民間企業の事例を研究する中でも、組織の中でどれだけ客観性・独自性を担保するかというのは非常に難しい課題でした。そこは率直にそのように思っているのですが、その中で中上委員がおっしゃったように、ラインではなくて、いわゆるスタッフ的に、もっと言うと第3ラインと申しておりますが、いわゆる第3の視点でまず組織の中で位置付けけるということが一つでございます。それだけではなく、それに加えて、この第3ラインの法務ガバナンス室と直接やり取りする第3ラインの担当弁護士と今後契約することになります。そういった意味で言いますと、先ほど中上委員がおっしゃいました外部の視点の弁護士等のチェックも得ながら、組織の中でもそういった客観的な視点で業務等を監督していくというような視点が教育行政監の機能として求められておりますので、4月以降はその機能をしっかりと果たせるように進めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目の人権の関係ですが、人権教育については極めて重要な業務だと私たちも考えております。その意味で、学校教育部の中に、人権健康教育課という課もそうですが、先ほども申し上げたとおり専任の部長を配置しまして、その上でこれは今、中上委員もおっしゃったように、教職員企画部も含めて全ての関係する部・課でもって、人権教育の重要性を認識しながら業務を進める必要があるという意味において、学校教育部の中に人権健康教育、人権教育の要素を入れたということにしております。先ほど御説明した事務分掌の中でも、人権教育に関する施策の総合的な企画調整に関することや、啓発・研修というのは当然、部の中のことでだけではなく、部を超えて教育委員会事務局の全ての部署においてそういったことができるというようなことを文章上も明記しております。最後に、レイアウトに関しましても、実は今、レイアウトの設計も総務課で行っているところですが、まさに不登校支援・いじめ対策課と人権健康教育課は隣接するということでございます。そこは、ある意味では従来のようなレイアウトをそのままに、組織の中では更に一段高いところから人権教育をしっかりと進めるといったような事務分掌の規則の改正をしてまいりたいと考えております。

中上委員

今の説明で、レイアウトまでもう配慮されているということで少し安心しました。もう一つは、現場から見たときに、これがどういう組織に見えるかという視点も大事だと思います。現場から見たときに、このラインはそれぞれ今の時代のニーズに合わせた、非常にはっきりした部ができているのですが、ややもすると縦割りに見えないように、役割で一番大事なのは学校教育事務所だと思います。ですから、現場から見ると、学校教育事務所を通して縦割りの弊害が出ないようなサポート、現場に対する支え、支援ですね。それをぜひ。その意味でも、学校教育支援課という名称は今後の在り方の中でも非常に意味があると思っていますので、学校教育事務所の今後の機能と在り方についてもぜひ引き続き令和7年度の検討事項と聞いていますが、よろしくお願ひしたいと思っています。以上です。

下田教育長

ほかにございますか。

大塚委員

私も中上委員の話とほとんど重なっている考え方ですが、今までは人権教育・児童生徒課というところでしたが、不登校支援、いじめ対策部というのは、子どもの命を守り、子どもの学力をしっかりと保障する、子どもの自尊感情を高めるなど、様々な部分において特に力を注ぐべきところで、非常に重要な部署だと思っています。ただ、人権教育の中で一つ核になるのは、子どもたちは様々な人権課題を抱えている。その様々な人権課題の解決は、人権教育が一つ担っているのです。ですから、例えば外国籍の子どもや、外国につながる子どもたち、セクシャルマイノリティーの子どもたち、虐待を受けている子どもたち等々、一人ひとり課題がある。そういう子どもたちの課題解決というところは、どのようにこの組織図の中から理解していけば良いかと考えたときに、今、原田課長がおっしゃったように、そこには一人、部長がきちんと位置付けられ、そして教育委員会事務局全体のものとしての取組という。ただ、全体にしていっていったときに薄れてしまうのではないかなど、先ほど言った課題のある子どもたちをどこが主担になって取り組んでいくのかということ、しっかりと現場が分かるようにしていっていただきたいと思います。今までの教育委員会事務局の学びがこの再編に生かされていると、私も理解しております。その再編を現場に御理解いただくということが非常に重要になってくると思うので、そこをどのように発信していくかということをもひとつ工夫していくべきだと思います。

あと、これも中上委員と重なって申し訳ないのですが、学校教育支援課。学校が直面している課題に、常に自分事として向き合ってくださいのが学校教育事務所です。だからこそというところでの学校教育支援課が具体的にどのような動きをするのかということ、教職員一人ひとりに理解していただける、そして期待していただける、そういう再編を私も期待したいと思います。以上です。

原田職員課長

2点頂きました。1点目の人権教育に関することは、それぞれの学校があるわけで、その先にいるお一人おひとりの児童生徒に対しての支援・対応等についてもということだと思います。ここは先ほどの中上委員への御答弁と重複してしまいうところもありますが、今回、学校教育部の中に専任の部長も伴いながら人権教育の課を設置したということは、それなりの意味があると思っています。当然、学校経営支援課が同じ部内にございますし、高校教育課、特別支援教育課につきましてもございます。さらに、今お話の後半にありましたが、学校教育事務所の中での学校教育支援課、まさにここが東西南北の学校に一番近いところでの支援を行う部署になってきます。人権教育の根幹になる考え方などを、各所管課と有機的に連携しながら、例えば現場に入る指導主事も含めてしっかりとそこを理解するということが、まさにこの学校教育部の中の人権健康教育課の一つの役割になってくると思っています。そのために専任の部長と、一定程度の係長など、そういった人員もここに充てておりますので、そこをしっかりと理解させながら、継続的に各所管課が業務にあたれるような取組を進めてまいりたいと思います。

2点目の学校教育事務所につきましては、先ほども少しお伝えしたとおり、来年度は在り方検討を進めていくところですが、今年度については、指導主事室ということから学校教育支援課という役割をしっかりと明示するような名称の変更を行いました。今も内部で在り方の検討を進めているところですが、御案内のとおり、学校教育事務所もこの3月で15年間が経過するというところで、本

当に様々な社会背景・時代背景が変わる中でこういった支援が必要か、学校現場が直面している課題等もしっかりと踏まえながら、最終的にはどのように自律的な学校経営を支援していくかということがそもそもの学校教育事務所の存在意義だと思いますので、その辺りも含めて、外部の知見も活用しながら丁寧に検討を進めてまいりたいと思っております。

大塚委員

ありがとうございます。最後に一つだけ。不登校支援・いじめ対策部、それからそれに含まれた様々な課題に対して、場合によっては緊急対応チーム等が結成されると思います。そういうときに一番守るべきは、被害を受けた子どもの人権だと思います。その子どもたちが安心して回復していけるということや、安心して事態をきちんと理解できるなど、そういったことのためにも、ぜひ人権の視点をしっかり取り入れた解決をしていただきたい。先ほど、部署も隣同士ということでしたから、そういったところを大事にした取組というのをお願いしたいと思います。以上です。

森委員

長くなっている中ですみません。最後に一つ。この組織図は表現だと思っていて、どういうことを大事にしていきたいかということ伝えていく一つの大きなメッセージだと思います。ちなみに、素朴な質問なのですが、縦の並びに何か意味はあるのでしょうかという質問をしても良いですか。例えば教育政策統括部の中で、総務課、教育政策推進課、職員課という、ここは今までこういう並びだったからこういう並びですということでしょうか。

原田職員課長

ただいまの御質問に関して、若干、人事組織的な、実務的な話になってしまうのですが、いわゆる建制順、建は建物、制は制度で建制順という横浜市全体の組織の並びの考え方がございます。長い教育委員会事務局の組織編成の中で、組織のできた順番や位置付けによって変更されてくるような中身になっております。現在の令和6年度までの組織をベースにして、今回新たに再編した部分や新設した部分というところを、組織の視点を入れながら再度御提案した形のものが改正後の立てつけになっているということで御理解いただければと思っております。これは教育委員会事務局の考え方ももちろんあるのですが、横浜市全体の考え方も踏まえまして、規則に落としますとこういった形になっていると御理解いただければと思います。

森委員

不勉強で失礼しました。そういう中で、なぜ今この質問をしたかというところで言いますと、これからこの組織編成を進めていく中で、一番中心に来る考え方というのは特別支援教育だと思っています。一人ひとりのという話は先ほどの不登校支援のところでもありましたが、特別支援教育課の中で培ってきたいろいろな知見や考え方というのが中心にあることによって、今の教育課程の編成やいろいろな授業改善、不登校支援、いじめ対策というところも大きく支えてくる、真ん中に来る考えだと思いますので、組織のメッセージを発信していくときやレイアウトを作っていくときなど、実際に血と肉にしていくなかで、ぜひその考え方を中心に据えながら取り組んでいただけるとありがたいと思います。何ならこの中で一番上に持っていても良いのではないかと思った上での質問だったのですが、そういった背景があるということで理解いたしました。

下田教育長

それでは、よろしいですか。ほかに御意見等がなければ、教委第57号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員	＜了 承＞
下田教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議が終了いたしました。非公開案件の審議に入る前に、事務局から報告をお願いいたします。
森長総務課長	次回の教育委員会定例会でございますが、4月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会でございますが、5月9日金曜日の午前10時から開催する予定です。以上になります。
下田教育長	皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月11日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知いたしますので、御確認ください。 次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。
	＜傍聴人及び関係者以外退出＞
下田教育長	教委第 58 号議案「横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会委員の任命について」 (原案のとおり承認) 教委第 59 号議案「横浜市教職員第一健康審査会委員及び横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」 (原案のとおり承認) 教委第60号議案「教育委員会事務局職員の人事について」 (原案のとおり承認) 教委報第 5 号「教育委員会事務局職員の人事に関する臨時代理報告について」 (報告のとおり承認)
下田教育長	本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。
	[閉会時刻：午後 0 時33分]